

(参考)

## ～ 職務経験期間の計算 (通算) 方法 ～

- 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1カ月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1カ月の就業期間とみなします。ただし、職務経験期間として通算できるのは、同一の企業等で1年以上就業した場合に限ります。
- 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し、週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間が週あたり30時間以上であることが必要です。
- 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく産前産後休暇を取得していた期間は通算します。
- 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

### ■民間企業等経験者の受験資格

- ・昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
- ・大学、短大(専門学校)及び高校を卒業し、民間企業等における職務経験が通算で7年以上ある人

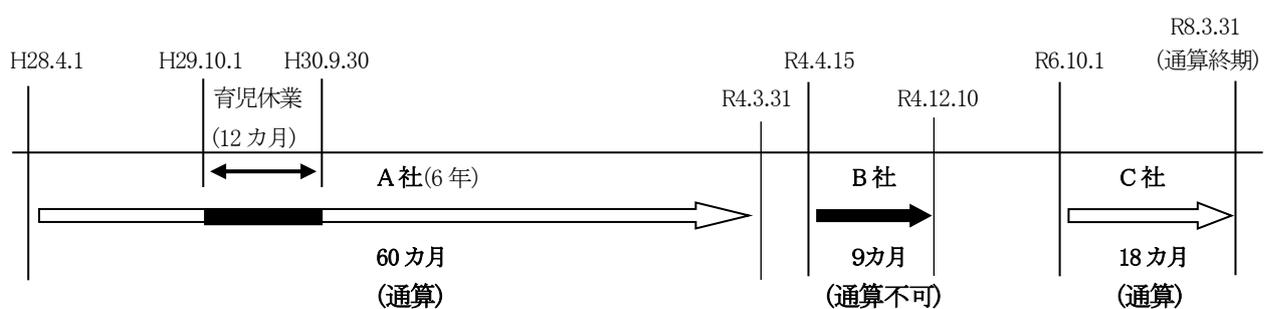
### ■通算の考え方

- ・同一の企業等で1年以上就業した場合に通算可能(1年未満の就業は通算不可)
- ・最低一つの企業等で5年以上継続して就業していた期間が必要

### <受験資格を満たさない例>

⇨ (通算可能)

⇨ (通算不可)



◎職務経験の合計が78カ月(6年6カ月)なので、受験資格(通算7年以上)を満たさない。

(A社) 在職72カ月(6年)のうち、育児休業期間の12カ月(1年)は通算しないので、職務経験は60カ月(5年)となります。

※ 一つの企業等で「5年以上継続」の条件は満たします。

※ 労働基準法等に基づく産前産後休暇を取得していた期間は通算します。

(B社) 職務経験が1年未満(9カ月)なので、通算できません。

(C社) 令和8年3月31日(通算終期)までの勤務見込みを含めます。

※ 例のとおり18カ月(1年6カ月)は、通算可能です。